

船橋市住宅バリアフリー化等支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、予算の範囲内において、自宅のバリアフリー化等に要する費用の一部を助成することにより、自宅内での転倒等による事故を防止し、住み慣れた住宅に安心して長く居住することができるよう支援することを目的とする。

(対象者)

第2条 助成を受けることができる者は、次に掲げる全ての要件に該当するものとする。

ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 当該者が、次条に規定する住宅を所有し、自ら当該住宅に居住していること。
- (2) 市内に1年以上居住し、住民基本台帳に記録されていること。
- (3) 当該者及びその同居する者の全員が、原則として、次のイ、ロ、ハに掲げる者でないこと。ただし、第4条に規定する対象工事のうち断熱改修については、該当の有無を問わないものとする。

イ 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく要支援又は要介護の認定を受けている者

ロ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者障害程度等級表に定める1級又は2級の障害を有する者

ハ 千葉県療育手帳制度実施要綱（昭和62年障第329号）の規定により療育手帳の交付を受けている者で、同要綱別表に定める④の1からAの2までの障害を有する者

- (4) 過去にこの要綱による助成を同一の住宅で受領していないこと。
- (5) 過去に同一の住宅で国、県、市等の他の住宅改修費による補助金等の交付を受けていないこと。ただし、第4条に規定する対象工事のうち断熱改修については、該当の有無を問わないものとする。
- (6) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被生活保護世帯でないこと。
- (7) 当該者及びその同居する世帯の全員が市税を滞納していないこと。
- (8) 当該者及びその同居する世帯の全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(対象住宅)

第3条 この要綱により助成を受けるためには、次に掲げる住宅の要件を備えなければならない。

- (1) 市内に既存する住宅であること。ただし、併用住宅の場合は、居住部分のみを対象とする。また、共同住宅の場合は、専有部分のみを対象とする。
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令の基準に適合する住宅であること。
- (3) 登記されている建物であること。

(助成の範囲)

第4条 助成の対象となる工事は、市内に本社、支店、営業所等を有する施工者又は対象となる住宅の建設を行った施工者が行う3万円以上の工事のうち、別表に定めるものとする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、前条に規定する工事に要した費用（消費税を含む。）の額に10分の3を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、上限を10万円とする。

2 前項に規定する助成金は、租税特別措置法による特別税額控除及び地方税法による固定資産税の減額措置の算定に係る工事費用から差し引くものとする。

(助成金の交付の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付を受けようとする年度の1月10日（その日が船橋市の休日定める条例（平成元年条例第12号）第1条第1項に規定する市の休日に当たる場合は、市の休日の翌日）までに、船橋市住宅バリアフリー化等支援事業助成申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 当該住宅を自ら所有していることを証する書類
- (2) 建築基準法に適合することを証する書類
- (3) 市税等助成要件確認同意書（第2号様式）
- (4) 工事箇所ごとの仕様、数量、工事費等を示す書類
- (5) 工事予定箇所を記載した対象住宅の間取り図
- (6) 工事予定箇所のカラー写真

(7) 施工者が市内に本社、支店、営業所等を有することがわかる書類又は対象となる住宅を建設したことがわかる書類

(8) 代理人が申請を行う場合にあっては、委任状

(9) その他市長が必要があると認める書類

(助成金の可否決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、助成の可否を決定し、船橋市住宅バリアフリー化等支援事業交付可否決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(工事の時期)

第8条 助成の対象となる工事の着手は、前条に規定する助成の可否決定の通知を受けた日以後に着手するものとし、当該着手した日が属する年度の3月末日までに完了させなければならない。

(工事の変更)

第9条 第7条の規定による通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、工事の内容に変更が生じた場合には、速やかに船橋市住宅バリアフリー化等支援事業内容変更申請書（第4号様式）に変更内容を確認できる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、変更の可否を決定し、船橋市住宅バリアフリー化等支援事業内容変更可否決定通知書（第5号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

(工事の中止)

第10条 交付決定者は、助成の対象となる工事を中止する場合は、船橋市住宅バリアフリー化等工事中止報告書（第6号様式）により市長に報告しなければならない。

(実績報告書の提出)

第11条 交付決定者は、第8条に規定する期間内に工事を終えたときは、当該年度の3月末日（その日が船橋市の休日を定める条例（平成元年条例第12号）第1条第1項に規定する市の休日に当たる場合は、市の休日の前日）までに船橋市住宅バリアフリー化等実績報告書（第7号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

(1) 工事箇所ごとの仕様、数量、工事費等を示す書類

(2) 領収書の写し

(3) 工事完了箇所のカラー写真

(4) その他市長が必要があると認める書類

(助成金額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査の上、助成すべき額を確定し、船橋市住宅バリアフリー化等支援事業助成金額確定通知書（第8号様式）により当該報告を行った者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第13条 市長は、前条の規定により通知を受けた者に対し、口座への振込みにより助成金を交付するものとする。

(助成決定の取消し等)

第14条 市長は、交付決定者が、偽りその他不正な手段によって助成金の交付決定を受けたと認める場合その他相当の理由があると認める場合は、助成金の交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

2 市長は、前項の規定により助成の交付決定を取り消したときは、船橋市住宅バリアフリー化等支援事業助成金交付決定取消通知書（第9号様式）により、交付決定者に通知する。

3 市長は、第1項の規定により助成金の返還を求めるときは、船橋市住宅バリアフリー化等支援事業助成金返還請求書（第10号様式）により交付決定者に請求するものとする。

(関係書類の整備)

第15条 申請者は、船橋市住宅バリアフリー化等支援事業に係る経費の収支を明らかにした書類を常に整備しておかなければならない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表

	対象工事	基準	備考
1	手すりの設置	浴室、便所、脱衣所、居室、玄関、階段、廊下、傾斜路等に新たに手すりを設置する工事	1 手すりは、適切な箇所、高さに設置すること 2 屋外については、道路から玄関ポーチに至るまでの階段及び傾斜路に新たに手すりを設置した場合に対象とする。 3 手すりの取り付けに伴う壁の下地補強は、対象とする。
2	傾斜路の設置	道路から玄関ポーチに至る傾斜路を新たに設置する工事	傾斜路の設置に際し、勾配に留意すること 容易に取り外せるものでないこと
3	室間の段差解消	浴室、便所、脱衣所、居室、玄関、廊下等の各室間の段差を解消するための工事	各室間の段差（ドア枠・敷居を含む）が5mm以下であること。ただし、次の(1)、(2)に掲げるものについては、20mm以下とする。 (1)玄関の内側から外側へ下がる段差 (2)脱衣所から浴室へ下がる段差
4	浴室の改修	1 浴槽のまたぎ高さの改良工事 2 浴室の出入口の段差解消工事	1 工事前の洗い場から浴槽の縁の高さが50cm以上の場合に、45cm以下に改善される工事。 2 浴室の出入口の段差解消に伴う工事を対象とする。
5	便所の改修	和式便器から洋式便器への取り替え工事	1 既に洋式便器を設置している場合は、対象外とする。 2 便器の取り替えに伴う給排水設備工事、床材の変更は、対象とする。 3 非水洗和式便器から水洗式洋式便器に取り替える場合は、水洗化の部分は対象外とする。
6	引戸等への変更	開戸を引戸、折戸、吊戸等へ変更する工事	扉の交換を対象とする（扉の撤去、ドアノブの変更及び戸車の設置・交換は、対象外

			とする。)
7	廊下等の拡幅	出入口（玄関、勝手口、便所、浴室、脱衣所、洗面所、居室等）又は廊下を拡幅する工事	<p>1 次の(1)又は(2)に掲げる工事を対象とし、既に(1)又は(2)に規定する幅が確保されている場合は、対象外とする。</p> <p>(1) 出入口の有効幅を75cm以上に拡幅する工事</p> <p>(2) 廊下の有効幅を78cm以上に拡幅する工事</p> <p>2 出入口の拡幅に伴う壁又は柱の改修工事は、対象とする。</p>
8	断熱改修	窓、床、壁、天井、玄関等の断熱性を高める工事	<p>次に掲げる方法により断熱性を高める工事を対象とする。ただし、ユニットバス設置工事に伴う工事を除く。</p> <p>(1) 内窓を追加取り付けする方法</p> <p>(2) 高断熱の窓に交換（窓枠ごと交換）する方法</p> <p>(3) 複層ガラス等へ変更する方法</p> <p>(4) 外気等に接する天井、壁、床、玄関に新たに断熱材を施工する方法</p>
9	椅子式階段昇降機の設置	階段に椅子式階段昇降機を設置する工事	新規設置のみ対象とし、既に設置済みの場合及び一部機器の交換は対象外とする。